

# 異文化理解か異端嫌疑か

## —解雇された米国聖公会遣日宣教師（上）—

### C・T・ブランシェーの信仰治癒運動

大江 满

#### はじめに

幕末に来日し日本伝道の礎石を築いた各派を代表する開拓宣教師は、日本の言語、法律、歴史、宗教、文化、習慣、生活様式、時事問題などの学習につとめた。米国聖公会の C・M・ウイリアムズ、米国長老教会の J・C・ヘボン、オランダ改革教会の S・R・ブラウン、G・H・F・フルベック、ロシア正教会のニコライ。なかでも、かれらにとつてことばの習得は基本要件であつた。

しかし、総じて明治期に来日した宣教師たちが、どれ

ほど異教国である日本の異文化を理解し、異言語を習得しようとしたかといえば、既述の宣教師と後続者の一部を除けば、その数は僅少にとどまつた。かれらは欧米列強の経済力と文明力を表現する西洋の生活様式を誇示し、洋学を提供することで、難解な日本語を習得しなくとも容易に伝道の業と置換することができたからである。明治日本の文化啓蒙志向は、宣教師たちにとつては、伝道地でのかれらのニーズを保証するとともに、伝道の前提条件となるはずのかれらの現地語習得が進展しないという現象にも連鎖した。

日本語を習得した宣教師が日本伝道においていかに有

能であるかは疑い得ないことであつた。だが、明治のキリスト教伝道を主導したアメリカ諸ミッションにおいて、来日当初から日本語習得の意欲がない遣日宣教師や、能力的に日本語習得が不可能な在日宣教師が、それを直接の理由として母教会伝道機関から解任された事例はきわめて稀であった<sup>(1)</sup>。遣日宣教師の離任要因としては、健康不良などの病気関連がもつとも多いのである<sup>(2)</sup>。

それにたいして、遣日宣教師が母教会の派遣機関から異端嫌疑をかけられて解任を通告されるという諸例は、当該教派の教会スキンシヤンダルに発展することを憂慮してか、これまでほとんど表面化してこなかつた<sup>(3)</sup>。

本稿では、異端嫌疑により解任され、あるいは辞任を強いられた宣教師ほど、語学力が堪能で、その人柄も現地で慕われ、優れた異文化理解者であったという逆説的な関係に留意しながら、米国聖公会遣日宣教師の解雇事例をとおして、海外宣教師と宣教師派遣母機関の異文化認識をめぐる異相、および近代における正統と異端の相關関係に焦点をあて、宣教組織内の統制—逸脱構造の実態を照射することにしたい。

## 一 伝道活動概観

### ブランシェーの語学力

一八七三（明治六）年八月二九日、合衆国イリノイ教区出身のクレメンント・T・ブランシェーは、米国聖公会内外伝道協会外國委員会から遣日宣教師に任命された<sup>(4)</sup>。同年一月に同僚宣教師W・B・クーパーとともに来日し、一ヶ月半まえに来日していたC・H・ニューマンに加勢、同宿した東京の陽泉寺で同月一八日には日本語教師を雇用して、日本語の習得を開始する。

七四（明治七）年二月三日、築地居留地の開市場内に同派の日本伝道主教C・M・ウイリアムズによって開業され、同年末に雑居地（相対借地域）の入船町に移転した私塾「立教学校」で、ブランシェーは英語の授業を担当し、男子校の隆盛と改宗者の輩出をうながしていたが、七五（明治八）年八月の年報によると、ブランシェーとクーパーの語学力は、ウェーリアムズ不在時に日本語礼拝と説教を開始するまでに上達している<sup>(5)</sup>。

ブランシェーは、創立期の立教にとつて欠かすことのできない宣教師であつただけでなく、立教女学校の創立者でもあつた。

七七（明治一〇）年七月に名義上日本人の被雇用宣教師として当局から市内居住の許可を得ると、ブランシェーは湯島で女学校創設に向けて始動、同年九月一八日には立教女学校を開校する<sup>(6)</sup>が、女学校はその後移転をくりかえし、学校の環境設備面での不備や教師住宅の変転

により、ブランシェー夫妻<sup>(17)</sup>は体調を悪化させ、とくに現場復帰と療養をくりかえす夫人は、持病が完治しないために八二（明治一五）年一月に二児同伴で横浜を出航、一二月に帰米した<sup>(18)</sup>。

### ブランシェーの休暇帰国

立教女学校と三一神学校での教育事業<sup>(19)</sup>以外に、伝道事業をかかえるブランシェー自身もまた健康不良と闘わねばならなかつた。ブランシェーはウイリアムズ不在期間に入船町のミッション拠点を管理し、居留地境界外の伝馬町の講義所にも訪問伝道していた<sup>(20)</sup>。神田基督教會竣工半年後の七八（明治一二）年四月、脳障害と診断されたクーパーは八〇（明治二三）年七月まで二年以上の長期休養を取るが（結局八二年三月に再度離任後、一二月に退任<sup>(21)</sup>）、その不在を補つていたブランシェーも健康阻害により、七九（明治一二）年にはクーパー代任の浅草講義所の晩祷と神田基督教會の説教を断念し、八〇年末に大阪と上海で療養するため八一年三月まで東京任務を一時離れている<sup>(22)</sup>。このころから、ブランシェーは超教派事業の『聖書・宗教・道德・教会用語』の翻訳にも参加していた<sup>(23)</sup>。

ブランシェーは八二年の夫人帰国の時点で九年間休暇をとらずに勤いてきたが（通常七年の勤務後一年の休暇

帰国が得られる）、ウイリアムズが六八（明治元）年以来一五年間も帰国も休養もなしで勤続していることから、ウイリアムズから帰国を勧められても同意しないでいた。けれども、結局ウイリアムズの説得にしたがうことに、八三（明治一六）年五月一日に大阪を出航、ヨーロッパ周遊で八月にニューヨークに到着し、約一〇年の実働後ようやく休暇帰国した<sup>(24)</sup>。

ところが、滞米時にブランシェー一家に生じたある事件と、その後の経過により、遣日宣教師ブランシェーの再来日は実現しなくなつたのである。

## 二 「信仰治癒」による滯米在日宣教師の法廷召喚

### ニューヨーク・タイムズ紙の記事

八四（明治一七）年六月六日のニューヨーク・タイムズ紙は「信仰治癒の法廷召喚—祈祷に代わり医師を強いるされた聖職者」という見出しの記事を報道した。それは、信仰治癒の強固な信奉者である聖公会聖職のブランシェーが、幼児虐待防止協会が阻止するまで、六歳の娘にその信仰治癒を試みたため法廷に召喚された、という内容であつた。

報道記事の概要はつきのようなものである。ブランシ

エーが信仰治癒を知ったのは、その実践者であるコネティカット州ストラットフォードの聖職アーサー・スローンについての新聞記事からであった。それまで「最高の医学治療」を試みてきたものの、ブランシェー夫人は何年ものあいだ、両足裏の焼けるような感覚と痛みによる神経障害を患っていた。このため、ブランシェーはスローンに手紙を書き、夫人も四月二三日に信仰治癒の方法に同意したので、スローンは彼女を聖別し祈祷した。その結果、彼女の痛みはなくなり、数日間隔で痛みがもどりながらも、ついには完治したという。問題はそのあとであつた。

五月一二日、六歳の娘アニー・ヴァン・ネス・ブランシェーが遊び仲間に倒されて腕を骨折し、痛がつていたときのことである。母親のブランシェー夫人は娘に信仰治癒を試みることを決断し、帰宅したブランシェーも彼女に同意して、医師を呼ぶことを拒否した。それを知つた近隣の住宅同居人らは、幼女を外科医にみせるよう両親に説得したが、ブランシェーはそれを謝絶したのである。

その後、米国聖公会ニューヨーク教区補佐主教ポツタートと幼児虐待防止協会のE・エラリー・アンダーソン夫人から、二通の書簡がブランシェー宛に届いた。前者は友人としてブランシェーの決断の再考を求め、後者は主

教の勧告が翌日の九時までに留意されなければ、幼児虐待防止協会がブランシェーを告訴すると厳しく警告した。そこでブランシェーは、主教を訪問し外科医を呼んだところ、娘アニーは右前腕尺骨の若木骨折（不完全骨折の一端で、骨の一方の側が折れ他の側が彎曲した状態）と二名の医師に診断された。アニーは回復しつつあり、折れた腕を使つてはいたが、腕をまわす動作はできなかつたので、医師は骨折した腕を継ぎ合させた。しかし、外科医が到着するまえに、幼児虐待防止協会代行者ヴィルソンがブランシェーにヨークヴィル裁判所に出頭するよう召喚状を手渡していたため、ブランシェーは出廷した。法廷でこどもは正しく保護されているとの証明書があたえられたことで、マレー判事は原告申し立てを却下した<sup>(4)</sup>。これが事の経過である。

ニューヨーク・タイムズ紙は翌日の六月七日、これに関する編集記事を載せた。その要旨は、もし聖職がみずから腕を骨折し、その治癒手段として、医師を拒否して信仰に依存したのなら、だれもかれを妨げなかつたであろうが、かれがこどもから医療を奪い、子どもの骨折した腕を信仰によつて治すよう試みたのであれば、子どもの権利の侵害としてそれを裁判所が阻止したであろうことは明らかである。当人の同意なしに信仰による恩恵を行ふよう試みるなら、それはまったく出すぎた無礼

ですむかもしけないが、他人から医学治療を奪うことは明らかに蹂躪であり、今後すくなくともニューヨーク市では、信仰治癒の信者はその治癒を自力判断の可能な成人に制限し、こともは信仰によってではなく、医師によつて癒されなければならぬと理解されるであろう<sup>(16)</sup>、というものであった。

### アメリカン・リタレリー・チャーチマン紙 の記事

アメリカン・リタレリー・チャーチマン紙は六月一六

日付で、この信仰治癒運動の主唱者で指導者のアーサー・スローンが教会から解任され、「信仰ミッショニ」を創立したことを伝え、これは投薬や手術をせずに「信仰」や祈祷による病人治癒を目的とした分派組織のようで、ひとによつては偏執狂とみられていると報じた。他の実践者の例もあげながら、その信仰治癒は神経系やヒステリックな感情に由来する症状に行使されたもので、自然回復が望めない医学技術を要するような外科学的な症状には適用できないものである<sup>(17)</sup>として、全体的には非難氣味の論調であった。

### 米国聖公会外国委員会の反応

外国委員会主事ジョシュア・キンバーは八四年六月二

一日、同委員会内の中国・日本準委員会の指示でニューヨーク・タイムズ紙の記事を、また自身の判断でアメリカン・リテラリー・チャーチマン紙の記事を、日本伝道主教ウイリアムズに送信した。それは、九月の伝道局会議にウイリアムズの見解を提示するためであつた<sup>(18)</sup>。

その後、ブランシェー家は信仰治癒運動の指導者スローンと同居するためストラトフォードに向かつたが、外国委員会としては医療を排した信仰治癒には否定的な判断を暗示させながらも、まだこの時点ではブランシェー解任という事態にはいたつていなかつた<sup>(19)</sup>。

米国聖公会主教會内・外国伝道委員会議長のG・T・ベデル主教の妹であるE・ベデル・ベンジヤミン夫人は、彼女が在住するストラトフォードではこの運動の指導者と言われており、同じ週に外国委員会に呼ばれた彼女は、ブランシェー夫人の日本帰還がこの問題で妨げられないようく望み、骨折への信仰治癒は認めないものの、ブランシェー夫人の治癒に関してはその信仰の効果を宣言した。信仰治癒運動は米国聖公会上層部役職者の関係者にまで浸透していたのである。

### 三 日本伝道主教による帰任条件の勧告

キンバー宛ウイリアムズ発信書簡

ブランシェーの信仰治癒問題を受信したウイリアムズは、八四年七月一〇日付キンバー宛書簡で、もしその信仰治癒が日本に広まれば、おおくの若者が新しい流行の空想にはしり、かれらが奇跡をおこなうことができると確信するであろうから、こうした空想は本国でよりも日本では有害であると述べ、ブランシェーが奇抜なものを広めるために日本に帰任しないと信頼していると伝えた。<sup>四</sup>

また八月一六日のキンバー宛書簡では、ブランシェー夫人の回復にたいする信仰治癒の効果について、スローンが夫人を聖別するストラトフォードに夫人がいるあいだは、彼女は足に痛みを感じないのかもしれない、彼女がそこを去ったとき、元気がなくなつて痛みが戻つたことはあり得ること、感覚障害の患者は横に医師がいるあいだはとても快適であるが、医師が去るとすぐに気分が悪くなるよう、夫人の痛みもおそらくかなり神経性に負うものであろうとの認識をしめした。<sup>21)</sup>

### ブランシェー宛ウイリアムズ発信書簡

八月一四日にウイリアムズは長文の書簡をブランシェーに返信した。ニューヨーク・ヘラルド紙の記事はセンセーショナルに誇張されるとウイリアムズは感じていたが、ブランシェー書簡とかれが同封したニューヨーク・サン紙の抜粋記事によつて、かれが「信仰治癒」の

固い信奉者である事実を認知したと伝えたうえで、日本帰任に意欲を燃やしているブランシェーへの実際的な問題に関しては発言する義務があるとして、信仰治癒をかれがただ私見として維持するだけならおそらく無害であろうが、それを教えたり治癒を執行する意図があるなら、かなり深刻な弊害が生じる可能性を指摘した。

ウイリアムズはその悪影響は本国と現地の双方においてであろうとして、諸例を想定する。本国では、伝道事業の友人と共感者の信仰を搖さぶることで、もし寄金者が宣教師は「信仰治癒」を教え実行するものと理解すれば、正誤は別として支援に意欲的でなくなること。日本では、「信仰治癒」が日本伝来の加持祈祷による病気治療と酷似しているため、宣教師への尊敬が減少すると考えるものがいること。日本人にはその区別はできず、もし対象者が死亡すれば、政府高官の知るところとなり、以後阻止されるであろうこと。日本では埋葬まえに医師の死亡診断書を役人に届けなければならず、もし医師の検死と診断書がなければ、政府の派遣医師が死者を検死して埋葬許可のまえに報告されることとなり、もし祈祷者が日本人であれば当局はすぐに「治癒」を制止するであろうが、祈祷者が外国人であれば、日本人当局は治外法権的な開港地である外国人居留地のような場所ではかれに

接触できないため、当局から外国公使や領事に制止するよう要請される事態になり、そうなれば、ブランシェーは日本人との自由な交流を切斷され、日本ミッション全体を傷つける結果におよぶ可能性があると指摘したのである。

また、ほとんどの在日宣教師がそれは日本ミッションに深刻な影響をもたらすと考えていること、日本人のなかで唯一この問題を伝えられた執事の金井登は、それが実践されれば、ブランシェーと米国聖公会の日本ミッションは相当傷つくと考えていて、ブランシェーの日本帰任の条件として、信仰治癒の日本での実践を断念することを求めた。<sup>22)</sup>

#### 四 ブランシェーによる勧告受諾用意

##### 米国内宛ブランシェー発信書簡

八月一四日のウイリアムズ書簡とキンバーからの通知を受信したブランシェーは、九月一一日にキンバーに返信し、この問題はウイリアムズとの合意によつて満足な調整が得られるとの考えをしめし、ウイリアムズの勧告には黙従する用意があることを暗示した。<sup>23)</sup>

ブランシェーはその二日後の九月一三日にも、外国委員会内準日本委員会メンバーのG・W・スミス宛に長文

の私信を送付した。それによると、1. 外国委員会の決議は時間を要するかもしれない、今月以降の経済支援の継続が不明確なこと。2. 外国委員会の見解が不明なため、委員会が満足するためにかれがなにを求めるのかが不明なこと。3. ウィリアムズは、その憂慮にもかかわらず、ブランシェーの語学力を認めて日本帰任を望んでいること。4. 数人の日本の若者が聖職準備のためかれの帰任を待つていてと通信してきており、ブランシェーの日本帰任は滞日年数のながいかれの特權であることを陳情したうえで、問題とされていて「信仰治癒」に関してつぎのよう弁明した。ウィリアムズは「信仰治療」に非常に誤った印象をもつており、かれの想定事例はみな可能性であり蓋然性はまったくないこと、また、魂の救済の重要性を妨害するようなからだの復活に関してはなにも故意にできないことなどにも言及して、疑念の払拭につとめた。<sup>24)</sup>

このブランシェーのスミス宛書簡はキンバーに転送され、キンバーは一六日にスミスに返信し、ブランシェー書簡の論調にたいへん満足していること、外国委員会の見解表明が遅延しているとのかれの騒動は、八月一四日付ブランシェー宛ウイリアムズ書簡の内容を外国委員会が承知しているとのかれの誤解にもとづくものであること（唯一読んだのは外国委員ホフマンのみ）を、ブラン

シェーに納得させたと伝えた<sup>25</sup>。この時点ではキンバーのこの問題にたいする印象は楽観的であった。実際、九月九日の外国委員会と同日開催の理事会は、ブランシェー家への現行支援については、日本帰任を望むウイリアムズの勧告を待ちながら一ヶ月繼續させると決議し<sup>26</sup>、二六日には夫人の健康診断を担当した医師から日本帰任に反対しない報告が提出されている<sup>27</sup>。

ブランシェーは九月二〇日にもキンバーに送信し、同年五月六一八日にトロントで開催された宣教會議で、医師から見放されて寝ているひとに「聖書を執行する」ようブランシェーが呼ばれたとき、二事例とも患者が回復したこと、キンバーや伝道局メンバーのドーン主教はじめだれもブランシェーのことばや実践に反対せず、かえつて聴衆に満足な印象をあたえたことなどを想起させ、疑わしい事例にはウイリアムズにしたがう意志があると表明し、理解をもとめた<sup>28</sup>。

## 五 外国委員会の最終決定

### 一〇月一四日外国委員会決議

こうして一〇月一四日の外国委員会をむかえた。議事録によると、外国委員会はブランシェーの日本帰任問題に関して、じゅうぶんな議論のうちに最終決定をくだし

た、とされている。会議では、ブランシェーが日本ミッショニンのなかでもっとも優れた日本語を話す宣教師であるとの情報が提示された。また、八月一四日のウイリアムズ書簡と、九月三〇日のブランシェーによる「信仰治癒」問題に関する公式声明も考慮された。その結果、ブランシェー帰任のいかなる調整も、また八五（明治一八）年一月以降はかれと家族へのいかなる経済支援も、おこなわないとの判断をウイリアムズに通知するという準日本委員会の第四推薦項目が採択決議されたのである<sup>29</sup>。主事キンバーは、その決議複写をブランシェーに転送すること、九月三〇日のブランシェーの公式声明をウイリアムズに転送することを指示された。

### ウイリアムズの判断

日本では、こうした本国の決議を知らないウイリアムズが一月四日の書簡でブランシェーの日本帰任を想定し<sup>30</sup>、二月一〇日の書簡でも前回のキンバー書簡でブランシェーの帰任問題は解決したと考えたため、ブランシェーの大坂赴任の調整を済ませていた。外国委員会主事キンバーの判断ではブランシェーの日本復帰は可能だつたことになる。いずれにせよ、外国委員会決議には驚いたとウイリアムズはキンバーに返信した。しかしながら、ブランシェーの数通の書簡と関連する

全問題とを、たいへん慎重に考慮したあとに取られた外国委員会の決議は、すべての問題が完全に理解されたうえでウイリアムズに勧告されているかぎり、かれが介入しないほうがいいと思われること、また、もしブランシェーが外国委員会を満足させるような確信をあたえることができないと感じるなら、ウイリアムズはその決議を最終のものとさせる以外になにもできないと述べて、ブランシェー復帰断念もやむなしとの判断を伝えた。<sup>(3)</sup>

## 六 外国委員会へのブランシェーの公式声明

ブランシェーが外国委員会の理解を得るのに失したのは、信仰治療問題に関するかれの九月三〇日の外国委員会宛公式声明であった。それによると、かれは、1. 米国聖公会の教理、礼拝、規則に反するどのようなものも保持したり教えたりする意図はなく、2. いかなる正統権威からも、なにをすればいいか指示されておらず、3. この問題におけるいかなる見解も、アメリカ東部の大教区の教会権威から妨害されずに説教し、その確信を実行している良識ある多数の聖公会聖職たちの内容とおなじであること、4. それは聖公会の教えに反するような新しい教理ではなく、聖書にもとづく古いもので、病者訪問の聖務のように聖公会も暗示的にすでに保持していること、5. 信仰効果に関する通常の見解とこの立場との

相違は、種類ではなく程度の問題であり、聖公会で認められている難解な見解よりも多様ではないこと。この問題でかれがいかに「誓う」ことを公正に要求され得るのかは分からぬが、ウイリアムズ主教の警告と外国委員会の関心を考慮して、この教理を主唱し喧伝する意図はないと躊躇なく言明すること。

ただし、現実に主教がかれの行動に反対するときは、また主教がかれの聖務の法的執行を妨害する責任を仮定するときは、便宜的問題としてのみかれにしたがう意思があるとして、ブランシェーはみずから信仰を実践する自由を引き渡すことはないとも言明した。事故や外科的処置が必要な場合はそうした補助者を招き入れると述べながらも、日本においては、日本人も外国人も医者にあきらめられた病者や死者が信仰祈祷や聖務に応えて健康を回復した事例がすでにあり、米国聖公会もウイリアムズ主教自身が聖なるサクラメントをおこなつたあとに二事例があるとも付言して、現況下ではミッションの医療事業を妨害するいかなる望みもなく、宣教医は将来も長期間全般的に非常に価値ある補助と考えているとして、ブランシェーは日本伝道を当惑させる望みではなく、その成功をうながすためかれが良心的にし得るすべてを進んでする用意があるとして、外国委員会がこの公式声明に満足することを望んだのであつた。<sup>(3)</sup>

しかし、外国委員会は、既述のように、事実上かれの宣教師解任決議をしたのである。

## 七 ブランシェーの反論

### 釈明と帰任意志

キンバーが一〇月一四日の外国委員会決議を最終のもと考へておらず、ブランシェーが日本に帰任できない可能性に遺憾の意を表明したとの情報を得たブランシェーは、ウイリアムズ宛て九月三〇日の外国委員会への公式声明をより詳説し、問題の最終決定はウイリアムズにあること、外国委員会がブランシェーとの相互理解に必要な交信をほとんど認めていないことに遺憾の意を表明。ブランシェーはウイリアムズに通信したことを一月一〇日付でキンバーに送信し、ウイリアムズがブランシェーの帰任に反対しないことは期待できるものの、問題の決定を外国委員会に依存するだろうとも予想しながら、時間は要しても外国委員会の最終決定をくつがえすことに望みをつなぐ意志を伝えた。<sup>33</sup>

このキンバー宛ブランシェー書簡は一月一一日の外国委員会に到着したため、許可を得たキンバーによつて読みあげられたが、前回の決議は修正されなかつた。<sup>34</sup> ブランシェーは一月二二日にもキンバーに、問題は

交信の用語にあると確信しつつあり、友人の遣日宣教師J・M・ガーディナーも同意見であるとして、釈明をころみた。それによると、1. 信仰治癒に関するニューヨークで開示されている「極端な見解」についての判断をくだすことは欲しないが、それとおなじことは良心的にできないこと。キンバーがかれにしないように忠告する運動の関係者や外国ミッションの友人がブランシェーに日本で独立ミッションを創設するよう提唱しているが、外国委員会がかれの帰任を拒んだとしても、その誘いを辞退していること。2. ウイリアムズのブランシェー帰任の反対理由は、「もし」「かもしれない」など、みな仮定であり、ブランシェー自身に関するかぎり決して起こり得ないこと。3. 信仰治癒の教理を私見として維持できても、その行使や宣布をしないとの誓約を課せられれば、かれはその問題についてのどのような質問にも答えられず、かれの説教にその問題に関する聖書のことばを挿入できず、信仰のからや祈りの効果を描写することすらできず、病者に回復の希望をもつて聖務をほどこすことや、かれらに回復の希望があることを告げることも妨げられること。4. その誓約は、どのような伝道主教も、教理の問題で他の宣教師に同様の誓約を強要するという悪しき前例をつくってしまうことになり、ブランシェーが宣教師らの合法的な権利や特権を消滅させる

原因となること。外国の任地ではそうした制限は望まれていないこと。5. ブランシェー夫人が癒された方法とおなじ方法で夫人が日本で癒された長老教会の宣教師は、日本に帰任したが、かれの見解がなんであれ反対されなかつたこと。長老教会の伝道局主事はブランシェーに、その宣教師の教えと実践がミッションに迷惑をかけなければ、かれらはかれを妨害しないであろうと語ったこと。以上の諸点をブランシェーは列挙して、主教には管轄下の聖職が過ちを犯したときは、いつでもかれらを規制する権利があり、同様に伝道局や理事会はじゅうぶんな原因があるときは、いつでもそのエージェントを解任したり召還したりする権利があるが、かれの事例にはそれに該当する正当な理由がないこと、そして、かれは

ウイリアムズ主教に教会法的に服従する用意と意志があり、外国委員会や主教や常置委員会がこの問題でブランシェーの教えや実践がミッションに深刻な障害をあたえると考慮するときは、かれらがその妨害に責任をもつたれば、したがう意志があることに言及し、かれ自身としてはこの問題が決してミッションに迷惑をかけるものではないと固く確信していることを伝え、またかれがこれまで誤解されてきたであろう蓋然性を指摘することにより、日本伝道への任務復帰を望みつけたのである。<sup>6)</sup> このブランシェー書簡は一二月九日の外国委員会に提

示されたものの、議事録にはなんの反応も記されていない<sup>7)</sup>。そして、一〇月一四日の外国委員会の決議どおり、八四年一二月三一日をもつて、ブランシェーへの経済支援は停止され、日本帰任の道も閉ざされたため、かれは事实上、退任を余儀なくされた。

### 最後の抗議

米国聖公会伝道機関誌スピリット・オブ・ミッションズ（以下、SMと略称）一八八五年二月号は、ブランシェーの宣教師引退告示を掲載した<sup>8)</sup>。

しかし、まだ日本帰任をあきらめていないブランシェーはこれを見て、キンバーとスミスに送信して抗議している。

八五年二月三日キンバー宛書簡でブランシェーは、この問題は日本伝道主教としてウイリアムズが教会法にしたがつて動くまでは、ブランシェーの任地からの引退は最終決定となり得ないこと、前回のキンバー書簡はウイリアムズが外国委員会決議を覆す可能性に言及したこと（これについて、キンバーはブランシェーの誤解による引用と欄外に書き込んでいる）、ウイリアムズが「介入を辞退する」ことはこの事例には当らないとのキンバーの言及などが、一〇月一四日の外国委員会決議以降のキンバーとの交信における共通理解であったとして、つ

ぎのような持論を展開した。

かれによると、1. 伝道法規では伝道管轄地への任命権はその管轄伝道主教にある（表題Ⅲ、法規八、決議Ⅶ）。

2. 日本管轄地に唯一効力をもつコネティカット教区の法憲法規によれば、法規（法憲・決議一五）にもとづく調停なしに、聖職は主教や常置委員会から停職や公的非難を受けることはない。3. 裁定を受ける聖職の違法やそうした裁定の前例は、明確にコネティカット教区の法規に示されている（法規IV・V）が、ブランシェーはそうした違法を知らされておらず、ウイリアムズからもうした裁定はなにも受けていない。つまり、外国委員会は不法であるだけでなく、法規にもとづかないこと、そして、ウイリアムズはブランシェーの法的地位と日本管轄地に復帰できない理由を示すべきだと主張し、ウイリーアムズにはブランシェーの米国拘留、外国委員会の支援辞退、そのほかに生じた障害への責任があると言及した。

書簡の最後でブランシェーは、SM誌上にかれの「引退」を告示したことは不法で、反法規的であると激しく抗議し、それを取り消すよう求めている。<sup>38)</sup>

また三日後の二月六日にはブランシェーはスミスにも送信し、外国委員会決議はウイリアムズが提示した難題に委員会として表明した一見解に過ぎないこと、その決議は最終決定でないにもかかわらず、教会法規によつて

裁定を要請されるべきウイリアムズに、最終決定として受け取るよう抑圧したこと、ウイリアムズが最初に裁定することがかれの義務であることを指摘している。「引退」告示に関しても、外国伝道に関心をもつものに健康障害のための退任と受け取られるであろうこの告示は、当局がスキヤンダルを避けるため隠した大罪であり、ブランシェーはこれに罪の意識を感じること、引退とはみずからの意志による辞任を暗示するものであるが、事実はちがうことなどを述べて、一〇月一四日の決議を最終決定とすることで事実上一方的な退任勧告を断行し、ブランシェーとの交信機会やウイリアムズとの再協議の機会をけつしてあたえようとした以外の高圧的な教会行政にたいして、最後の反駁を試みている。

だが、こうしたブランシェーの懸命な訴えも聞き入れられることなく、この問題は完全に闇に葬り去られていった。

## 八 概括

### 外国委員会組織改変の影響

ブランシェーが退任を強いられた一八八四年といふ年は、米国聖公会にとつて、外国委員会Foreign Committeeへ国内委員会Domestic Committeeに分化し

やめた内外伝道協会(Domestic and Foreign Missionary Society)の組織機構の最後の年でもあり、七七年発足の理事会Board of Managers(三ヶ月毎開催)が内外委員会を統廃合して八五年に一元化する直前の時期に相当していた。

そのため、それまで法規的権限に支えられていた主事総代Secretary of General Agentの外国委員会での発言力が、以前より浸透しにくい状態にあったといふことも、ブランシェーの弁明の機会が奪われてしまつた遠因として挙げることができるかもしない。それにしても、主事総代キンバーや一部の外国委員スマスとの私的な個別交信はあつたものの、ブランシェーが外国委員会からあたえられた弁明の機会は、結果的には九月三〇日の公式声明だけであった。

もしこのことが事前にブランシェーに認識されていれば、たとえば公式声明の内容をより誓約的なニュアンスにするなど、異なる論調をとつていただろう。かれがくりかえしキンバーに尋ねていたように、外国委員会からなにを求められているのかを、ブランシェーは判断できなかつた。そのため、外国委員会が懸念した「信仰治癒」の断念を誓つよりは、その正当性を主張する」と、ブランシェーが論点をおいたことで、外国委員会の疑念払拭を妨げる結果となつてしまつたのである。

また、「宣教」サайдが重用する文明の業として、教育事業とならぶ強力な海外伝道手段である医療事業への傷害を、日本ミッショニンみずからが抱え込むような事態になれば、海外任地では「信仰治癒」と「医療」がブランシェーの主張するようには両立せず、在日宣教師たちが指摘したように、かえつて対立することになる蓋然性も、母機関としては憂慮したことであろう。

### 明治日本の文化啓蒙志向

この問題が母教会で問題となつていて一八八四(明治一七)年は、日本では文明開化から欧化主義を追い風に、都市部を中心にキリスト教が勢力を拡大していた絶頂期であった。前年五月に東京で開催された第三回全国基督信徒大親睦会は、昂揚した熱狂的雰囲気で満ち溢れ、毎年、二、三割の信徒増加率に参加者は、日本はちかくキリスト教国になるとの信念をひとしく抱いたほどである<sup>(4)</sup>。他方、地方では、馴染みのない太陽暦、新しい国家祝祭日、舶来品の乱入によって、在來の伝統文化にもとづく習慣や国産品を破壊されてきた民衆が、佐田介石の「ランプ亡國論」や松井馬琴の「耶蘇馬鹿退治のしんにう」などに看取されるように、仏教徒や講釈師らを中心的に反開化と同一視した反耶蘇運動を頻発させ、またいわゆる教派神道系の新しい宗教結社もつぎつぎに出現し

ていた<sup>④</sup>。日本の都市と地方で展開されていたこうした啓蒙と結社の一見錯綜する現象は、「開化」や「耶穌」を、都市部において肯定しようと、地方において否定しようと、「開化」と「耶穌」すなわち文明とキリスト教を一体化して、日本人が認識していたことを示している。海外住地における開化の宗教、文明の宗教というニーズにもとづく伝道路線のなかで、「新しい奇抜な」信仰治療が宣教師によつてもたらされる事態を、現地における感覚から日本ミッションの責任者であるウイリアムズは憂慮した。

信仰治療は、新約聖書に記述されているイエスの信仰治療行為を、キリスト者のように「奇跡」と解釈するか、あるいは非キリスト者のように「迷信」と判断するかで、まったく正反対の印象をあたえてしまうという両性具有の特徴をもつっていた。ただ、文化啓蒙志向の明治日本においては、新しく奇抜なものを好む日本人に、信仰治療がもし「奇跡」と解釈されれば、キリスト教は合理的説明をしない奇跡の宗教となり、「迷信」と解釈されれば、宗教以前の呪術の類となってしまい、いずれにしても開化や文明の宗教として齟齬をきたしかねなかつた。

じつさい、ウイリアムズが指摘したように、信仰治療は加持祈祷との類似性から、呪術の類と解釈される可能性は日本では濃厚であった。さらに、一八七〇年代には

西洋において宗教学が登場し、日本でも社会進化論の隆盛とともに、呪術は宗教以前のもので、宗教と対峙するという視角が定着していた。もし信仰治療者が日本で呪者や呪医と混同されてしまえば、呪者や呪医はからずしもエクスター・トランスをともなわないにもかかわらず、呪者や呪医という意味を包括することもあるシャーマンと同一視されかねず、そうなれば、キリスト教の信仰治療は、文明とそれをささえる宗教を体現せず、開化に逆行すると把握されていた「未開」のシャーマニズム次元の行為と解釈される可能性はたかかつたのである。

### 実践断念と個人的信条断念のはざま

それでも、ウイリアムズがブランシェーに日本帰任の条件として求めたのは、日本で「信仰治療」の実践を断念することであり、ブランシェー個人の信条としての「信仰治療」までを破棄することまでは求めていなかつた。その線ではウイリアムズとブランシェーの合意は可能であった。というより、ウイリアムズは語学力に優れ有能なブランシェーの帰任を前提とした日本ミッション内人事までして、かれを待つていたのである。それにいたし、外国委員会はブランシェーに個人の信条としての破棄までを暗喩していたのである。

ブランシェーがかれの「引退」告示問題で抗議したように、伝道法規を厳格に適用すると、もし八四年一〇月一〇日の外国委員会の決議が日本伝道主教ウイリアムズに受諾を強要したとすれば、それは海外伝道主教の宣教師任用権限にたいする外国委員会の越権行為を問われかねないものであった。

ただ、ウイリアムズはブランシェーに、かれ自身で外国委員会を説得することを望んでいた。それができないとき、あえてウイリアムズが外国委員会決議を覆すことにはなかつたことを考慮すると、そのことがウイリアムズからブランシェーに課せられた、現場復帰へのもうひとつ暗黙の条件だつたといえるかも知れない。

ただ、後続の事例と比較すると、あまりに短期間に、しかも宣教師に弁明の機会をあたえることをせず、外国委員会側による一方的な一度かぎりの通告によつて、ブランシェーの宣教師生命が絶たれてしまつた感は免れ得ない。

### 自白重視の異端の系譜

ここで、異端弾圧の系譜を遡つてみるとしよう。

確立された教会制度で既存の正統が道徳的頽廃におちいると、それは制度上の正統であつても教義上の正統ではないと、正統の自覚に依拠する異端運動が民衆を支持基

盤として中世に発現している。この異端弾圧のため、中世カトリック教会当局は、一二世紀の教皇令によつて、異端の被告者が無実を証明できなければ、罰金、市民権喪失、追放、財産没収、投獄、火刑、絞首刑という处罚を課し、一三世紀の常設異端審問制度では、審問官の巡回で最初の猶予期間中に異端者が罪を告白すれば、刑罰が課せられない可能性もあつたが、猶予期間を過ぎれば、裁判官の慈悲は期待できず、嫌疑者は全員起訴の対象となり、召喚にしたがわないときは欠席裁判で有罪となつた。被告が頑強に異端の罪を否認しつづけると、鎖禁、長期断食、睡眠剥奪などの強制手段が、なおも抵抗すると、鞭打ち、拷問台、つり落とし、炭火の刑の四種択一の拷問が待つていた。拷問準備が整うと、もう一度自白が勧められ、自白しなければ拷問が課せられた。処刑寸前に異端者が異端を捨てる宣誓をすると、世俗の裁判官は異端審問官にその身柄を渡し、死刑囚は其犯者の名をあげ、異端の教義を攻撃することで、たいてい無期懲役に減刑された。恩赦を受けた「罪人」はひざまずいて、異端を捨てるむねの宣誓と祈祷をおこなうことで、破門の罰が公式に取り除かれた<sup>(1)</sup>。

このように、教会当局が異端裁判で証拠物件よりも自白を重視したのは、異端嫌疑者の正統的自覚を放棄させることに腐心したからである。近代の異文化圈伝道にお

いて「異端」嫌疑をうけたブランシェーのような宣教師も、「異端」思想の沈黙とそれを実践しないという誓約だけでは事実上の解任を免れず、「異端」思想の破棄宣誓がもとめられたことは、中世異端審判の系譜は近代にまでおよんだことを意味している。

### 正統と異端の相関関係

ただし、ブランシェーの信仰治癒にかんしては、「異端」ということばは、外国委員会や理事会などの母教会伝道機関によつて使用されておらず、その措置が、破門ではなく、事実上の宣教師解任（「引退」と告示）であつたことは、この事例が正統か異端かを峻別できない境界領域にあつたことを暗示している。

そもそも、原始キリスト教の時代から、「異端」はあらかじめこれと決められていたわけではない。異端嫌疑を受けた当該思想や教理が出現したときに、当代の教理論争や教会政治上の駆け引きを経て、異端と正統の境界が確定されてきたのである。正統の範囲は、当初から明確に線引きされているわけではなく、異端嫌疑をかけられた思想や教えの登場によつて、はじめて定められ、それがその都度繰り返されてきた。<sup>13)</sup>つまり、正統か異端か定められていない思想・信条・運動については、それが問題視されたときに、正統の範囲内になるのか、逸脱地では禁止対象とされたのである。

その意味では、教会破門や聖職除名ではなく海外宣教師を解任されたブランシェーの「信仰治癒」の場合は、伝道母機関によつて内密に「異端」扱いされたというべきもので、本国アメリカでは帰属する母教会の伝道機関最首脳の関係者にまで浸透していくこともあつてか、さほど異端視されなかつたものが、文明の宗教としてのキリスト教および教派入植主義という一九世紀の伝道戦略によって臨まれている日本のような海外任地における流布の可能性にたいしては、「異端」として処理されたことを暗示している。

ここに母文化—異文化認識の異相を看取できよう。母教会の伝道機関サイドはキリスト教国と異教国のあいだの文化事情の異相を顯示した、といえる。それにたいし、海外異文化圏に派遣された在日宣教師ブランシェーは、外国任地で海外宣教師がその合法的な権利や特権を教理の問題で制限されるような誓約を強要されることを望まないと、既述の八四年一一月二二日付キンバーエ文書簡の第四の見解として表明したように、母文化—異文化認識の異相にはあえて留意しなかつた。そのことが、図らずもかれの宣教師生命を絶つことになつてしまつた。母国では許容—逸脱範囲の境界線上の思想・運動が、海外任地では禁止対象とされたのである。

## 統制と逸脱

そこで、正統と異端の相関性および文化認識の異相という現象を、統制と逸脱という枠組みに置換して、照射してみるとしよう。

逸脱サイドには、個人の不満、緊張、葛藤の解決努力がひとびとの期待に反する結果となる緊張理論と、逸脱行動といえどもその具体的なパターンを誰かから学ばねば不可能とする文化学習理論がある。<sup>(4)</sup> ブランシェーの「逸脱」は、帰米中に母国の信仰治癒者から学習したことが嚆矢となっており、後者に相当する。

かれの信仰治癒は、帰還滞米中の家族の問題として、またかれの帰属する米国聖公会内外伝道協会外國委員会との雇用問題として、いずれも母国アメリカで生じた問題であった。ブランシェーが信仰治癒問題で米国聖公会から破門や除名という処置を受けたことについて、新興国アメリカの西部開拓期にはとくに看取されたことだが、米国内では新しい実験的宗教集団が群生し、異端と判別しにくい思想や運動がおく派生するなかで、それを包摂するキリスト教圏内の宗教事情がその文化基盤にあつたという背景を顧慮することができます。ところが、同じ膨張主義でも海外の異教・異文化圏伝道では、誤解や失敗をともなう可能性のある信仰治癒のよう

な実験的手段は許されなかつた。もし任地での教派競合に敗れ、帰属教派の伝道勢力の衰退という事態になれば、その教派は「明白な宿命」であるアメリカの海外膨張を布教分野で担うことができなくなることも意味したのである。

統制サイドには、規制システムの機能障害から統制弛緩による逸脱と、統制強化による逸脱という側面がある。<sup>(5)</sup> ブランシェーの「逸脱」が、母国アメリカでは、母教会からの破門や追放に連動しないという統制弛緩であつたものが、日本のような海外伝道地では、信仰治癒の完全な放棄、すなわち個人的信条としての保持をも断念することを求められるという統制強化に変化したことになる。

そして、統制サイドも一枚岩ではなかつた。問題は母国伝道機関と伝道主教の関係である。海外伝道主教は任地では、宣教師を統轄する母教会の代表者であり、異国で組織された現地教会（現地人に自治権が委譲されるまで）の責任者でもあるという、母教会と現地とを媒介するトップ・エージェントであつた。そして、現地の活動に必要な宣教師の任命権はこの伝道主教に帰属していた。その要請に応じて、経済支援をもとに母国から任地へ宣教師を派遣するのが伝道機関であつた。にもかかわらず、このブランシェーの帰任問題においては、法規上

認められているはずの現地派遣トップ・エージェント（伝道主教）の権限と裁量が、母国の伝道機関によつて抑制されたのではないかが問われたのである。<sup>14)</sup> この事例では、伝道主教ウイリアムズが伝道母機関である外国委員会に抗議せず、付与されている任命権を積極的に行使しなかつたため、外国委員会の法規違反に相当するかどうかは微妙な問題であったが、伝道機関の越権行為であることは事実であった。そして、後続の「異端」嫌疑の宣教師事例では、伝道母機関サイドによる現地派遣トップ・エージェントへの侵害・越権行為は、より確信的な法規違反となつて顕現していくようになる。

母教会は、問題とされた海外宣教師だけでなく、その統轄責任者の海外伝道主教にまでインフォーマルな統制強化を及ぼしたのである。宣教師の異文化圏の語学力と、究極的には一宣教師でもある伝道主教の法規上の宣教師任命権や裁量は、前者に対する無関心、後者に対する越権行為を常態化させていくような母教会伝道機関のまえでは無力であつたことになる。

### おわりに

一九二八年（昭和三）年一月二三日、宣教師退任から三年後、ブランシェーは他界した。享年八三歳。かれの訃報を伝える日本聖公会機関紙『基督教週報』によると、

ブランシェーは遣日宣教師退任後、ニューヨーク教区に属して教会に勤務し、一九一一（明治四四）年フロリダ州に移転後はフォートマイアス市聖ルカ教会、バンタコルダ市グッド・シェパード教会牧師を歴任して、一九二五（昭和二）年一〇月に退職している。

ブランシェー逝去に際しては、フロリダ教区ジヤクソンヴィル市聖マリア教会で、同教区主教の司式により葬式が営まれているが、これはかれが生涯、米国聖公会の聖職として任務を全うしたことを探していいる。

また、ブランシェーが母校聖ヨハネ・カレッジから神学博士の学位を授与されたことは、かれは宣教師退任を余儀なくされたのちも、破門・除名・追放の措置にいたらなかつたどころか、母国では著名な教会人であつたことをうかがわせる。

こうしたアメリカ本国でのブランシェーの認知度にたいし、日本語に堪能で、日本アジア協会の終身会員<sup>15)</sup>として、異文化理解にも優れていたかれが、異国での宣教師としての活動の権利を停止されたことは、伝道母体が明治日本のキリスト教伝道にさいして、宣教の要である異文化理解に必要な語学力を評価するよりも、宣教手段の柱である医療行為に象徴される文明力を海外任地で否定されかねないような「信仰治癒」を、「異端」の次元で処理して拒絶するという選択をしたことを暗示してい

る。それは、所属教派伝道機関の母文化至上主義による  
づく異文化認識、およびそれに連動する海外宣教師ぐる  
インフォーマルな統制強化がおよぼす、厳格な宣教戦略  
的・教理的制約を示すものと見えるだらう。

### 注

- (1) 日本伝道の主流をになつたアメリカのプロテスタン  
ト諸派では、初期開拓宣教師からの要請にもかかわ  
らず、帰属教派の伝道母機関から日本語習得を義務  
つけられることはなく、それは宣教師個人の努力目  
標とされた。一八八三年の第二回在日宣教師会議で  
推薦決議された日本語学習課程に関しても、やはり  
拘束規定ではなく、あくまで個人の努力目標と理解  
されている（拙論「近代キリスト教海外伝道方針の  
確執—異文化適応をめぐる宣教師と母教会の温度差  
—」『宗教と社会』第9号、「宗教と社会」学会、一  
〇〇三年、一一九—一一〇頁）。対照的に在日宣教  
師に日本語試験を義務づけ、合格しなければ正規の  
宣教師になれないという規定を実施したのは、英國  
教会伝道協会（C.M.S）などキリストの「カハラ  
であつた（REGULATIONS OF THE Church

- Missionary Society RELATING TO ITS CANDI-  
DATES AND MISSIONARIES AND THEIR  
ALLOWANCES, PART II, Church Missionary  
House, Salisbury Square, London, 1899, p.20）。りG  
相違は、現地固有の伝統文化を尊重し保持するより  
も現地への西洋文化の移植を宣教手段として活用し  
たアメリカ諸ミッションと、現地の社会制度を保存  
し再編して間接統治するイギリス植民地の異化政策  
との関連で現地語習得を植民地行政官と同じく宣教  
師にも義務づけたイギリス・ミッションといへ、宣  
教アプローチの差異となつて生じた現象であらう。  
(2) 米国聖公会初代日本伝道主教C·M·ウェリアムズ  
は、遣日宣教師に日本語習得を伝道上の基本要件と  
して求めていた。けれども、G·D·B·マラーの  
ように日本語習得の不能が直接の辞任要因となるい  
ふ（G.D.B.Miller, 9 April 1874, Shanghai, Japan  
Records 〈hereafter cited as JR〉, Box 13,  
Archives of the Episcopal Church 〈hereafter cited  
as AEC〉 ❶稀や、C·H·リード一七八（Minutes  
of the Foreign Committee 〈hereafter cited as  
Minutes〉, 23 December 1874; Minutes, 18  
February 1876; Book 44, AEC）' トイザック横山綿  
柵（C.M.Williams, 7 January 1878, Tokio, JR, Box

23: Minutes, 12 August 1879, Book 46; AEC)’、J. H. ハーマン（Minutes, 13 December 1881, Book 47, AEC）’、J. H. ヤニー（Williams, 1 October 1886; 8 March 1887; Tokio, JR, Box 23, AEC）’、J. H. ロー（Williams, 19 September 1889, JR, Box 24, AEC）などは、日本語が向上せや日本人との会話や交流に不自由であると現地で評されながらも、母機関による彼らの解任理由としては、その語学評価ではなく、心身の健康不良とされた。結婚を理由に辞任した独身女性教育宣教師を除けば、職務に不適応な心身の病状を認定されることが、当代の宣教師解任の直接的で最大の要因であった。

ただしウイリアムズは、言語習得に積極的な意欲がみられず、日本語会話が向上しない宣教師が、療養帰米し（J. H. クインビー）たり別の理由で辞任し（E. G. エディー）たのちに、その再任要望が当人から出された場合、派遣母機関に再任反対の意見を伝へられる（Williams, 4 October 1880; 20 April 1881; 8 November 1881; Tokio, JR, Box 23; Williams, 17 August 1885, JR, Box 24, AEC）。

(3) 異端嫌疑で解任された英國教会伝道協会（C.M.S）在日宣教師のデニンゲの事例を除くと、異端嫌疑による解職報告は報告されていない。眞山光彌「ヨリ

アス・B・インスリーの宣教師解任理由について」（『キリスト教史学』第五一集、キリスト教史学会、一九九七年、一一〇四—一一〇六頁）によると、米国南長老教会派遺の在清宣教師の解雇理由は、現地での「独断行動」とされる。米国聖公会遣日宣教師においても、現地で同じような問題で解任された事例はあるが、いずれも異端嫌疑関連の文脈ではない。他方、米国聖公会遣日宣教師が同僚宣教師を誹謗中傷するなど、その人格性や独断行動が問われても、それを理由として母教会から解任された事例はない。

(4) Report for the Foreign Committee, 1873, Spirit of Missions (hereafter cited as SM) 1873, p.23

(5) Williams, Report for 1874/75, 10 August 1875, Yedo, SM 1875, pp.125-126

(6) C.T.Blanchet, 13 November 1877, Tokio, JR, Box 1 (7) ブラハム・ブレッセーは七七年四月二一日、ウイリアムズの正式でV.N. モルトビーと結婚したが、七五年に来日した米国女性一致外国伝道協会の宣教師であった彼女が、結婚時に聖公会に転籍したことは、他派に遅れをとつていた聖公会の女子教育事業にとつて貴重な戦力となつた。

(8) SM 1883, p.43

(9)「トーハムーは東京の三三神学校で教会法を教授」

ル・ル・ル (SM.1884, p.99)。

(10)Blanchet, 25 January 1876, Yedo, SM.1876, pp.215-216

(11)クーパーはリバーポート在住コダヤ人伝道宣教師に  
一八八四年から任命され、(SM.1884,p.363)活動し  
いたが、八五年二月十七日七十歳で逝去してしま  
る (SM.1885,p.213)。

(12)Williams, 10 February 1881, Tokio, JR.Box 23

(13)トーハムーは一八八三年六月の年報で、完璧だった  
の翻訳用語集は、横浜で刊行され、The  
*Chrysanthemum* 二ヶ月刊誌に紹介予定と述べて  
いる (SM.1884, p.99)。

(14)SM.1883, p.44

(15)New York Times, Friday, 6 June 1884

(16)Ibid., 7 June 1884

(17)American Litterary Churchman, 16 June 1884

(18)Joshua Kimber to Williams, 21 June 1884, NY/  
イリヤムズ主教宛文書II-B/236/241、日本聖公会長  
都教区資料室。

(19)外国委員会は、トーハムー夫人と家族が日本に帰  
任する調整をするおんじ、夫人の健康資格に關して、  
九月の會議で医学検診によつて保証される必要があ

るとの決議をトーハムーに通知している

(Minutes, 10 June 1884, Book 51, AEC)。

(20)Williams, 10 July 1884, Tokio, Box 24

(21)Williams, 16 August 1884, Tokio, op.cit.

(22)Williams, 14 August 1884, S.S.Tokio en route for  
Yokohama, op.cit.

(23)Blanchet to Kimber, 11 September 1884,  
Connecticut, JR.Box 1

(24)Blanchet to G.W.Smith, 13 September 1884,  
Connecticut, op.cit.

(25)Kimber to Smith, 16 September 1884, NY, op.cit.

(26)Proceedings of the Board of Managers (hereafter  
cited as Proceedings) 9 September 1884, Book 61;

Minutes, 9 September 1884, Book 51

(27)Minutes, 14 October 1884, Book 51

(28)Blanchet to Kimber, 20 September 1884,  
Connecticut, op.cit.

(29)Minutes, 14 October 1884, Book 51

(30)Williams, 4 November 1884, S.S.Hiroshimamaru  
near Kobe, JR, Box 24

(31)Williams, 10 December 1884, Tokio, op.cit.

(32)Blanchet to the Foreign Committee, 30 September  
1884, Conn.op.cit.

(33) Blanchet to Kimber, 10 November 1884, Conn.,op.cit.

(34) Minutes, 11 November 1884, Book 51

(35) Blanchet to Kimber, 22 November 1884, Conn.,op.cit.

(36) Minutes, 9 December 1884, Book 51; Proceedings, 9 December 1884, Book 61

(37) SM. 1885, p. 105

(38) Blanchet to Kimber, 3 February 1885, Conn.,op.cit.

(39) Blanchet to Smith, 6 February 1885, Conn.,op.cit.

(40) 『植村正久とその時代』――佐波亘編、教文館、一九三八年、二〇〇〇年（復刻三版）、五六七—五七九頁。小崎弘道『七十年の回顧』（『小崎全集』）二、同刊行会）一九三八年、四九一五〇頁。内村鑑三『余は如何にして基督信徒となりし乎』鈴木俊郎訳、岩波書店、一九三五年、第五章などを参照。

(41) 大濱徹也『明治キリスト教会史の研究』吉川弘文館、一九七九年、七九一八九頁。

(42) 萩野尚志『中世の異端者たち』山川出版社、一九九六年、四二一四八頁。

(43) 正統は異端によって成立してきた、といえる。新約聖書の正典化は、異端者マルキオンが最初に独自の聖書を編纂した」というながされ、ペテロを初代教皇とする教会位階制度の確立は、マグダラのマリアがペテロを超える最高の地位にあるとした異端グノーシス主義との暗闘の末であり、アタナシウスによる父・子・聖霊の三位一体のキリスト教根本教義は、「神の子」イエスを「神」としない異端アリウス派への危機感から形成され、アウグスティヌスによる神の恩寵の教理は、異端ペラギアンの人間の自由意志による救済を論駁したものであり、教皇庁が認可する禁欲的な托鉢修道会の結成は、ヴァルド派、カタリ派などの禁欲的な中世異端運動から触発されたものであり、救済神学における神の選びと予定を説くカルヴィニズムの諸信条は、全人類に人間の自由意志による救済の可能性を提倡したアルミニアニズムをプロテスタント教会会議から追放したあとに確立されたのである。

(44) 大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学』新曜社、一九七九年、三一四頁。

(45) 同右、一一二頁。

(46) 統制強化→逸脱の理論によると、統制サイドの構造は単純なコンセンサスから成るのではなく、インフォーマルな統制過程はもとより標準化された法の形成過程や執行過程にいたるまで、個別利害が介在し、具体的な逸脱ラベルの適用は主観的「解釈ルール」

の產物であることが力説されている(同右、二五頁)。外國委員会による現地派遣トップ・エージェント(伝道主教) ウィリアムズに付与されている権限や裁量の侵害にもとづくプランシェーへの宣教師解任(公示は「引退」) 決議は、このインフォーマルな統制過程、および主觀的バイアスがもたらした事例であろう。また、統制サイドからは公法と慣習的(世俗) 道徳との齟齬ないしズレに基因する「道徳的」第三空間が想定されている。この空間は、統制できないとか弛緩しているという意味のたんなるエアポケットに限定されるだけでなく、行為の規準が動搖して意味の一貫性が見出しにくい特殊な(意味)空間であるからこそ、「執行回避」や「裁量」が許されると同時に、むしろ同じ理由による恣意的な統制強化、バイアスをふくんだレイビリング、主觀的執行が可能とされる(同右、二二一一五頁)。エアポケットでもあり、文化学習からも生じるこの「道徳的」第三空間に位置した「異端」嫌疑の宣教師プランシェーに、統制サイドである外國委員会は、同じ統制サイドの機能をもつ伝道主教ウィリアムズの「裁量」や「執行回避」を認めることなく、恣意的な統制強化によるバイアスをふくんだレイビリングと主觀的執行を強行した、と言えるだろう。